

制度のご案内（特別医療費受給者のみなさまへ（境港市単独補助））

支給を受けるには、市役所で手続きが必要です！

対象者：身障3級、療育B、精神2・3級で市民税非課税世帯の方

手続きいただくと、医療費の助成が受けられます

医療費の支払額と一部負担金との差額を助成します。受診月の翌月以降に、手続きをしてください。原則、手続きされた翌月にご指定の口座に振込します。

ただし、高額療養費の支給がある場合は、助成額が変わります。また、口座への振込が遅くなりますので、ご了承ください。

■一部負担金（1医療機関ごと）

通院： 530円/回（月4回を限度、5回目以降は無料）

※調剤薬局は、一部負担金が無料

入院：1,200円/日

※「限度額適用・標準負担額減額認定」を受けた人は、
月15日を限度、16日目以降は無料

〈例1〉 通院で、医療費の支払額が800円の場合

800円 - 530円 = 270円（助成額）

〈例2〉 医療機関で10日間（1か月の間）入院し、医療費の支払額が50,000円の場合

50,000円 - (1,200円×10日) = 38,000円（助成額）

■手続きに必要な物

- ・領収書（原本）
- ・振込口座（原則本人名義）が分かるもの
- ・特別医療費受給資格証

■手続きの場所

境港市役所1階 市民課保険年金係（⑤番黄色の窓口）

注意事項

○障がい等の等級が変わった、世帯の状況が変わった等、受給要件に変更が生じた場合は、受給資格証の返還を求める場合があります。

○保険の資格情報・住所等に変更があった場合は、すみやかに届け出てください。

《問い合わせ先》

境港市市民課保険年金係（市役所本庁舎1階⑤番黄色の窓口）

電話：0859-47-1035